

＜追悼講演＞ 水循環基本法施行10年に思う

—高橋裕先生及び三好規正先生の追悼—

本会名誉会員 稲場紀久雄

ご紹介にあずかりました、稻場でございます。1時間という長丁場ですけども、守田先生のように、うまく、何も見ないで話すことができないものですから、皆さん方に、このペーパーをお渡ししています。大体、このペーパーを読み上げる形になるかもしれません、いずれにしましても、これ9枚もあるのですよ。ですから、読むだけでも1時間はかかると思うのです。ひょっとすれば、1時間半ぐらいになるかもしれません、一つご容赦をお願いしたいと思います。

1ページの最初の「追悼の辞」。のところですけれども、皆さんもご承知のように、今年は水循環基本法が施行されて、丸10年。この間に、実は非常に残念な出来事ですが、基本法の制定および基本法に基づく地下水保全法案の策定に、献身的な努力をされた河川工学の先駆者である高橋裕先生、それから、水法制の極めて優れた学究でありました三好規正先生が、相次いでお亡くなりになりました。高橋先生は、2021年ですから3年前ですね。3年前の5月にお亡くなりになったわけですが、享年94。三好先生は2023年、昨年7月にお亡くなりになりました。享年61。三好先生は現役の教授として、信州大学の現役法学部の教授としての最期でございました。

このお2人は、実は年齢は35歳離れているのです。ですけれども、高橋先生はずいぶん若い三好先生に、水法の問題で非常に教えを請われて、また、三好先生もまた、懇切に高橋先生に、できるだけ詳しくお話ししている光景が、議員会館の地下だったですか、食堂の光景、今でも目に焼き付いております。衷心より哀悼の誠を捧げるものでございます。実は基本法制定の2年半余り前なのです。2011年の11月ですけれども、当時は民主党政権だったのです。

[追悼の辞]

今年は、水循環基本法(以下「基本法」)が施行されてから満10年。この間、基本法の制定及び同法に基づく地下水保全法案の策定に献身的に貢献された河川工学の権威・高橋裕先生と水法制の学究、三好規正先生が相次いで亡くなったりました。高橋先生は、2021年5月逝去、享年94。三好先生は、2年後の2023年7月逝去、享年61。信州大の現役教授としての最期だった。お二人は、35歳も年齢が離れていたが、高橋先生が三好先生に法律問題で教えを請われ、三好先生が懇切に応える光景を鮮明に思い出す。衷心より追悼の誠を捧げる。

思い出 —真のリーダーとその信念—

民主党では水政策プロジェクトチームというチームが、水循環基本法法案を担当いたしました。

まして、関係省庁、関係者との調整が出来上がるというか、調整の過程の案を水制度改革議員連盟、僕たちが超党派議連と呼んでおるものですが、超党派議連に説明するという機会がありました。高橋先生も私も、その場に同席をいたしました。先生は説明を聞き終えて、僕にこう言われるんですよ。「大丈夫かなあ。原案よりずいぶん後退しているじゃないか」つて、こう言われるわけです。私も実はそう思ったのです。そう思いましたが、私はこう言いました。「先生、地下水が国民の共有財産と書かれていますよ」。そしたら先生は「うーん」って言って、動かれなかつたわけです。

この時、もし先生が意見を述べておられたら、何しろ、わが国の河川工学の大権威者ですから、もし意見を述べておられたら、おそらく、一波乱も二波乱も起こっただろうと、私はそう思います。ですけれども、先生は「うーん」とうなって、何も言われなかつた。おそらくその理由は、共有という地下水。もちろん、地下水だけじゃないのです。表流水も共有だって書いてあるのです。地下水は、共有だという、コモンだということですね。これが先生の心を動かしたのだと、私は理解しております。

そういうことがあって、基本法が、2014年の4月に公布されて、7月に施行されたのです。施行された直後に、日本水道新聞社が、鼎談（ていだん）を持ちました。高橋先生と私と、もう一人、3人の鼎談ですけれども、「『水循環基本法』その先にあるもの」というテーマです。高橋先生はその鼎談で、こう言られたのです。ちょっと長いですけれども、私は重要な先生の気持ちだと思います。こう言られたのです。

「水循環基本法は、“水の憲法”。“憲法”に従って、川、上下水道、発電水力など、あらゆる水がどうならねばならないかは、これから作り上げていくこと。基本法が制定されたから、安心している場合ではない。具体的にこれから努力が不可欠である」。こういうように言われて、さらに、「基本法の目的に、「健全な水循環の維持回復」。が示されています。私は20世紀の日本人が、後世に残した恥すべき遺産は、0メートル地帯を作ったことだと思います」。まさかここで、先生が、日本人が後世に残した恥すべき遺産、こんなふうな言葉を使われるとは、私も、ぐさっときました。いずれにしましても、そうだと思います。また、「至る所で宅地化が進み、都市水害を日本中で招きました。日本人が自ら招いた不健全な水循環を、再び健全化していくかなくてはならないのです」。

さらに「基本法によって、水は国民の共有財産と規定されましたから、土地所有者が無秩序に地下水をくみ上げてよいということではなくなつたのです。水循環基本法は個別の現行法に優先して考えられるべきでしょう。それを進めていく作業が問われます」。こういうふうに言られたのです。もうすでに、先生の頭の中には、今日のこの苦しい状況が、ありありと見えていたのかもしれませんね。だから先生は、基本法の運用の適正を期すために、自ら献身したいと覚悟されたのだと私は思います。

そして、この高橋先生の発言に呼応して、超党派議連の諮問機関である水循環基本法フォローアップ委員会、ここではFU委員会と書いていますけれども、が、実は2014年の8月1日、これは、水循環基本法が法律として決めた最初の水の日なのです。その最初の水の日

に、このフォローアップ委員会が誕生したのです。フォローアップ委員会は、学識経験者、市民団体、41名で構成されまして、高橋先生が座長、私が幹事に選任された。三好先生は、水法制の論客の1人として参加をされたわけです。フォローアップ委員会を設けるという考えは、超党派議連、初代会長であります中川秀直代議士が、長年温めてこられた構想を具体化したものだったわけです。

中川代表は、何度も私に「基本法成立後は、フォローアップ協議会の設置を考えなければならん」と言われました。協議会というのは、「政府、行政府による基本法の運用を、国民の立場からフォローアップし、政策立案や、その具体化に反映する民間組織である」ということです。中川先生がなぜこういう組織が必要だとお考えになったか。それは、中川先生が、何度も悔しい思いを繰り返されてきたからなのです。

中川先生は、経験豊かな政治家がありました。法律制定後、皆さんもご承知のように、その法律の運用は、行政府に委ねられるわけです。一般にその段階で、法制定の意図がゆがめられてしまう。法制定の意図と懸け離れた運用がなされてしまう。中川先生がお作りになつた法律の、もう一つの重要な法律は、海洋基本法なのです。その海洋基本法は、私の印象ですから、間違っているかもしれません、海洋基本法は、私は、ゆがめられた代表例ではないかというように思うのです。中川先生は長い政治人生で、何度もほぞを噛む経験をされてきたのです。

そこで、超党派議連にフォローアップ委員会を付属させて、立法府の立場から、行政府の基本法運用をフォローアップし、基本法の意図に沿った水制度改革を推進したいと、そのように考えられたのです。中川先生、私に言いました。「立ちはだかる障壁に、少しでも穴が開けられるのなら、僕たちは前進しなければならない」。その中川先生の言葉、常にその語気はきっぱりとしていた。高橋先生の先ほどの鼎談での話、この中川代表の言葉とぴったり重なる。私は、リーダーっていうものはこうあらねばならない、そういうように思いました。

今振り返りますと、2010年の11月16日、これは衆議院の解散が断行された日になります。この時が、超党派議連の存亡の危機であったわけです。というのは、なぜかというと、中川代表が政界を引退された。しかも、議連の中心的な代議士である民主党議連の代表、川端達夫代議士、この人は実は民主党の水政策プロジェクトチームの代表です。この川端達夫代議士、それから、長野県知事も務めた新党日本の田中康夫代議士、それから、超党派議連の事務局長だった森山浩行代議士、いずれも落選してしまったわけです。

まさに、リーダー不在になったという状態ですから、危急存亡の時であったと、そういうように思うわけです。ただ、中川代表は、後任に、石原伸晃代議士を推しました。ところが、この石原、2代目の代表、この方は第2次安倍内閣の環境大臣だったわけです。ですから、現役の大臣ですから、超党派議連の代表を兼ねるということに無理があるということで、竹本直一代議士が代表代行になったわけです。この竹本先生っていう方は、中川前代表と盟友関係にある、極めて親密な関係にある方だったわけです。ですから、竹本代行時代は、以前と変わりなかったわけです。石原代議士の大臣の在任期間というのは、2012年の12月か

ら 14 年 9 月までの 1 年 9 カ月だったわけです。

先ほども言いましたが、基本法は 14 年の 7 月に施行されたわけです。ですから、石原代議士は、議連代表ではあっても、名前だけだったわけです。9 月ですから、2 カ月後には実質的に代表になったわけです。そのようなことで、石原さん不在の下で、基本法は施行されたわけです。基本法に基づく水循環行政は、先ほども言いましたが、基本法に基づいて設けられました新しい組織である水循環政策本部と内閣府に置かれました水循環政策本部事務局に委ねられたわけです。

そして、本部長は岸田総理です。担当大臣が置かれていて、つまり、副本部長です。この方が国交大臣、そして事務局長は国交省の水資源部長なのです。皆さん、この体制は何を意味するのか。国交省は河川行政の総本山ですよね。新制の水循環行政が、河川行政にいかに対峙（たいじ）できるか。いかに対峙するか。対峙できるか。高橋先生が言われた「基本法が制定されたから安心している場合ではない。具体的にこれから努力が不可欠だ」。というその言葉が、どうですか。胸に迫ってくるじゃないですか。対峙できるのか。そこですよね。先生は、そう自分でも煩悶されて、そのような言葉を発しられたわけです。

対峙できなければどうなるか。基本法の形骸化が進むのみである。中川秀直前代表が、フォローアップ委員会の設置を決意された理由も、この点にあったと思うわけです。幸いなことに、フォローアップ委員会は、基本法施行 1 カ月後の 8 月 1 日に設置され、代表が高橋先生だったのです。まだ石原伸晃氏は、本当の意味での議連代表には就いていないわけですよね。ですから、その段階では、望み得る最高の姿だったと、私は思っておるわけですが、一月後から問題が起こってくるということになるわけです。

石原代表が、超党派議連の運営を行うようになってから程なく、中川俊直事務局長、これは、中川秀直先生の息子さんなのです。選挙地盤を引き継いだ 2 世議員です。ところが、森山浩行事務局長が落選しているものですから、じゃあどなたを事務局長にしようかっていう時に、まあ前代表の息子さんだからというようなことで、前代表とのいろいろな関係を考えて、新人ではあるけれども事務局長にしたわけです。それが良かったかどうか、ともかくそういうことになったわけです。

そして、この中川俊直事務局長が、石原新代表が超党派議連の運営に当たるようになってから程なく、こういう要請をしたわけです。地下水保全法案を次期通常国会に上程したい、法案作成を急いでほしい、こういう要請をフォローアップ委員会に言ったわけです。高橋座長も私も、事務局長の非常に強い決意を感じました。おそらくご本人もそう思ったのでしょうね。まだ当選して間もない新人議員です。初めての大仕事ですからね。本人も真剣だったのだろうと思います。その真剣さを僕たちも、当然察知したわけです。

当時、外国人による水源林の不適切な買収に備えるために、地下水の利用の規制に関する緊急措置の法案というものが、作られていたのですけれども、2014 年当時、廃案になっていたのです。そこで、その要請はこの緊急措置法案を引き継いだものだと私は思いました。高橋先生も、同じように思われたわけです。そうなると、次期通常国会上程ですから、1 日

も忽ちにできない。そこで、第2回のフォローアップ委員会を、2014年11月20日に開催をして、水循環政策分科会を設置することにしたのです。そして、その分科会で、地下水保全法案の策定を進めるという決定をしたわけです。

高橋先生は自ら分科会長に就いて、そして私が幹事に指名されたわけです。法案起草は、水法制の専門家である三好先生です。そして、地下水問題に明るい論客10名ほどを集めて、委員会を持ったわけです。この時の状況を思い返しますと、三好先生の表情は、必ず体系的な地下水法案を作つてみせるという決意がみなぎっていたような気がいたします。三好先生を委員長とする法案起草委員会は、地下水先進都市である熊本市、秦野市、それから佐久市の意見を市の担当諸君から直接聞いて、さらに九州大学の嶋田地下水学会会長の専門的な見解を聴取して、さまざまな角度から、地下水保全の在り方を極めた末に、法案を起草いたしました。

この時の熱氣あふれる会議の模様は、今も忘ることはできません。2カ月余りという、極めて短い期間で法案が出来上がり、2015年1月22日、地下水保全法案が、法案として確定をしたわけです。それが最初の体系的な地下水保全法案の誕生ということです。そういった資料類は、2015年に開いたシンポジウムのテキストの中に、全部収録されていますから、もし関心があれば、ぜひ見ていただきたいと思います。いずれにしても、ここに初めて、体系的な地下水保全法案が誕生しました。

高橋座長は、第3回のフォローアップ委員会を、2015年2月17日に開催をいたしました。そして、フォローアップ委員会で審議をして、最終的に、超党派議連に答申をしたわけです。2015年2月17日、石原代表は、僕たちが作った地下水保全法案をしっかりと受け取ったということなのです。私は、石原議連執行部が、中川事務局長の言うとおり、通常国会での法案上程を目指して突き進むと信じて疑いませんでした。ところが、期待した動きは起らなかったのです。起らなかった。中川事務局長の秘書に聞いてみると、こういうことを言っています。

「衆議院法制局および関係各省から膨大な意見が出てきました。各省の意見は、3センチぐらいの厚みがあります。法制局の意見はおおむね3つ。1つはリニア建設に対する支障。2つ目は、憲法、特に財産権条項への抵触。3番目は、地下水メカニズムが分かった前提で書かれている点がある」。この3つだって言うのです。皆さん、おかしいと思いませんか。財産権うんぬんなんて言っても、すでに基本法では、地下水は共有財産だと書かれているのですよ。憲法に規定する財産権だ。何を言うか。すでに基本法に、共有財産と書かれているではないか。リニア、何を言うか。どこが問題か。僕たちは、そう思ったわけです。

各省が意見を出すのは当然のことなのです。どんな法律であれ、厚みが何センチにもなる。そんなことは当たり前のことなのですよ。利害関係の中で、現実の仕事をした時に、あらゆる意見が出てくるのは当たり前のことなのです。それを乗り切っていくのが政治の世界ではないか。新人だからでしょうか。何センチもの意見が出た時に、動転してしまったのでしょうか。ともかく国会の法制局が、こういう意見を堂々と述べることができるということで

す。これが私は信じられなかったです。

この意見は、ちょっと繰り返しになりますが、基本法を否定し、地下水管理に従来の民法 207 条の適用を堅持する以外のなにものでもない。皆さん、知っていますね。民法 207 条に何が書いてあるか。こういったシンポジウム、報告会に来ている皆さんですから、そのぐらいのことは知っていて当然だと思います。この 207 条を開拓するために共有財産の規定ができたのではないか。法制局は、政府の法制局ではありませんよ。国会の法制局ですから。国会の法制局は何を考えているのでしょうか。

三好先生は、提出された意見、3 センチあるというその意見を見て、全て回答可能だと漏らされました。専門家から見て、そうなのです。全て可能だと。しかし、国会法制局が、かたくなに同意しなければ、どうなるのでしょうか。その時に石原代表が、問題解決のために、法制局に乗り込むでしょうか。私はそうは思いませんでした。また、現実にそんなことはしなかったわけです。なぜそうなのか。レジメの 4 ページの上から 5 行目のところにちょっと書いておきましたが、こういう事実を皆さんには頭に置くべきだと思います。

JR の民営化後の 1988 年 9 月、JR 東海が山梨のリニア実験線建設に 1,000 億円程度を支出すると発表し、同年 11 月、石原慎太郎運輸相がそれを受け入れ、中央リニア新幹線を国家プロジェクトとして進める必要があるという認識を示した。石原伸晃は、ご存じのように、石原慎太郎の息子ですよね。2 世議員です。しかも、運輸族なのです。中川事務局長も 2 世議員です。今という時代は、忖度（そんたく）の時代ですよね。法制局も、何か、誰かに忖度しているのじゃないか。そんなふうにも思えてきます。関係各省や衆議院法制局との折衝に、なぜフォローアップ委員会の法案策定当事者を同行させなかつたのでしょうか。

フォローアップ委員会の法案策定当事者は、スペシャリストです。たとえ国会議員でも、担当の官僚はスペシャリストなのです。議論で対抗できるわけがありません。フォローアップ委員会の法案策定に当たった委員だったら、十分可能でしょう。私はそう思います。もし可能でなかつたら、何だお前って言ってやりやあいいのですからね。そんな程度で参加したのかって、言ってやりやあいいわけです。だけど、そんな柔なやつは 1 人もいなかつたです。残念でなりません。

高橋、三好両先生も、私も、全く動かない超党派議連執行部を前に、強い失望感を味わいました。私たちは、フォローアップ委員会と、超党派議連の関係を再構築しなければ、基本法は形骸化の道をたどる。確信にも似た不安に襲われたわけです。そこで、フォローアップ委員会発足丸 1 年を経た 2015 年 7 月 29 日に、「わが国の水政策の将来—水循環基本計画の光と影—」。というシンポジウムを開きました。その時のシンポジウムの講演資料はこれなのです。この中に地下水保全法案も皆入っているのです。

そのシンポジウムで、「わが国の水を守る声明書」。というものを発表いたしまして、丸 1 年の活動を総括した上で、フォローアップ委員会を解散したのです。ぐずぐずと続けるようなことはしなかったのです。それが良かったのか悪かったのか、いろんな意見もあるでしょう。ですけれども、僕たちは、びしっとピリオドを打ったわけです。私たちは声明書の中で、

次のような決意を表明しました。「私たちは国民の立場から、基本法の実施状況を、今後フォローアップし、情報を共有するため、水循環基本計画フォローアップ全国連絡会の結成を提唱します」。私たちは、基本法の形骸化を回避するために、石原代表率いる超党派議連に隸属する道は選ばなかった。

2019年「水循環基本法」を動かすシンポジウムと国会請願の顛末

フォローアップ委員会のメンバーの1人だった、沖大幹という人がいます。沖さんはフォローアップ委員会再建に、機敏に動きました。この沖という人は、私の記憶では、実は超党派議連の執行部の推薦で、フォローアップ委員会に加わった人なのです。超党派議連の執行部、具体的に言えば中川俊直に加わった人なのです。基本法の制定には、何ら関与しておりません。それと同時に、非常に驚いたことは、自治労の元幹部だったとか、全水道の職員が沖さんと行動を共にしたことなのです。

分かるでしょう。私も労働組合の執行委員をやったこともあるのですよ。第二組合っていうのがありますよね。分かるでしょう。そのぐらいのこと分からなくして、こういう問題には参加できないですよ。でも非常に驚きました。私は2015年の年末、ある自治労の元幹部に面会を求められました。彼は、沖さんを座長に、フォローアップ委員会を再建したいと言ってきたのです。そこで私は、せめて1人ぐらい論客は入れたい。それで、ぜひにと言ったのが、蔵治光一郎なのです。蔵治光一郎。今のフォローアップ委員会の座長です。

せめて1人ぐらい、そういう思いだった。蔵治さんなら何とかするだろう。彼にしてみたらいい迷惑かもしれませんね。だけど、私はそう思いました。あえて言いますが、再建されたフォローアップ委員会、沖フォローアップ委員会は、高橋先生を座長としたフォローアップ委員会とは、異質なものです。これだけは、はっきり言っておきたいと思うのです。われわれは、隸属しない道を選んだ。だから、沖委員会はどうだろうとはもう申しません。でも、はっきり違う。だからこそ、こうして追悼講演をやっておるので。高橋先生や三好先生の名誉のために。

こうして基本法は、ひたすら形骸化の道をたどるということになっていくわけです。私は、2015年シンポジウムの声明書に掲げました、水循環基本計画フォローアップ全国連絡会の結成を図る責任があります。市民団体が全国連絡会に多数結集すれば、大きな国民の声が生まれます。新しい組織が日本の水守として立ち上がってこなければ、わが国の水を守ることは到底できません。

力を集めるのは、悪いことではないのです。堂々と集めるべきなのです。そうでないと、新しいフェーズは開かれないので。私は新体制構築の目標を、基本法施行後5年、すなわち、2019年7月に据えました。理由は、基本法付則第2項に、こう書いてあるからなのです。「本部については、施行後5年を目途に、総合的検討を加える」と。その目標設定です。目標設定は、立法府側の総合的検討に国民の声を反映させたいという願望から発しているわけです。国民の声を結集すると言っているのです。堂々と意見表明できなければ意味がありません。その意見表明に基づいて、国会請願を行うということです。

そうすれば、国会は基本法を制定した当事者として、付則第2項の検討に当たって、私たちの請願書を参考にするであろう。僕たちは、このように立法院を信じて、期待をしていたわけです。2019年、目標です。それまでにはまだ3年という時間的余裕がありました。私は、請願実現までを、次の段階で進めることにしたわけです。まず第1ステップです。同憂の発起人の賛同の下に、水循環基本法を動かす国民運動協議会を設ける。第2ステップは、可能な限り多くの市民団体に協議会参加を呼び掛ける。そして第3ステップは、参加団体を通じて市民に意見発表を募集する。そして第4ステップは、シンポジウムを開催し、併せて請願書を決議して、国会に提出する。

協議会設置の代表者を誰にするか。これは非常に重要な問題です。変なやつを代表にしたら、誰も集まってくれない。ここは高橋先生でなければならん。高橋先生はもう、この当時90歳ぐらいでしたか。90を越えていたのです。92歳でしたか。大変な不安がありました。「俺はもう92なのだよ、勘弁してくれよ」なんて言われないと限ります。ですが、先生はそんなこと一言も言われなかった。快く引き受けてくださったのです。こうして高橋先生が発起人代表、私が世話人として、六十数名の方々に発起人の承認をお願いして、承諾を得たわけです。

こうして発起人委員会が立ち上がって、呼び掛けに応じて、30の市民団体が国民運動協議会に結集しました。こうして、協議会発足です。協議会は2019年5月23日、憲政記念館講堂でシンポジウムを開催したわけです。こうしてその時のシンポジウムの講演資料も、こうして作ってあるわけです。これも非常に貴重な講演集なのです。基調講演が5件、全国市民団体の水制度改革を求める意見発表が、口頭発表で8件、誌上発表で9件、合計17件。市民団体の国会請願案9件。

以上、期待どおりの、期待以上の結果となったわけなのです。そのシンポジウムは市民団体が協議会に結集して開催した、初めての画期的な事業だったと、こういうように思うのです。水に関する市民団体というのは、地域で孤立しているものが多いのです。お互いに手をつないで、大きな目標に向かってやろう。こういうような市民団体は、私の知る限り、ないわけです。全国には水を守る市民団体は何百とあるのです。それが皆手をつないで、連携して、各地の代議士を動かしたら、どれだけの力になるでしょう。でもそういうことを考えるやつがいないのです。みんな市民団体は、国交省河川局からちょっとした金をもらって、調査をするのが関の山なのです。

これは余計なことを言ってしまったかもしれません。実際は詳しくは知らないのですが、でも、私の友人は、みんなそう言っています。いずれにしても、画期的な出来事であると私は確信しているわけです。この時のシンポジウムで、三好先生は、「地下水法制野現状と課題」という講演をされて、国レベルの地下水保全法（仮称）の制定。地下水はコモンという国民意識の調整、水管理の多元化と総合化ということを訴えられたのです。私は、シンポジウムの決議を踏まえて、国民の声を国会請願書にまとめて、手続きをいたしました。その時の請願書が、皆さんのがんのプリントの最後に載っているこれなのです。（参議院ホームページ

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/200/yousi/yo2000798.htm>

これが国会に提出した請願書なのです。ここで実は、高橋先生のエピソードを 1 つ紹介しておきたいと思うのですが、直接今の話とは関係ないのですけれども。われわれ、シンポジウムの実行委員会では、シンポジウムを記念して、私がシナリオを書いた朗読劇「春の小川を取り戻そう」という朗読劇を上演したのです。高橋先生は出演をするのが楽しみで、実は高橋先生の役は、河川仙人という役でした。ところが、当日になって急に体調を崩された。92 歳ですからね。やむを得ないでしょう。でも出たいって言われたそうですが、結局、河川仙人は、別の方がピンチヒッターで代役をいたしました。

実は、高橋先生出演されますよっていう話を、私の上司であった、久保赳という方の奥さま、久保昌子さんがお聞きになって、「あ、子どもが使っていた杖がたくさんあるわ。1 本お貸ししましょう」と言って貸してくださったのが、アカザの杖と言って、アカザっていうのは、ものすごく大きな雑草と言えば雑草かもしれないのですが、葉は食べられるらしいです。アカザの杖という、非常に興味深い杖なのです。「これを貸しますわ、終わったらあなたにあげるから」とか言って、貸してくださった杖です。これを突いて、高橋先生は、登場するはずだったのです。やはり 92 歳ですから、先生の強いエネルギーの後押しがあったから、シンポジウムを開催、実現できたのです。本当に日本の水守であった。

請願書は、私が苦労して、与党も野党も、何人か回ったのです。国会請願というのは議員の紹介が必要なのです。紹介議員が 1 人いないと駄目なのです。そしてその紹介議員になってくれたのが、共産党の穀田先生だったのです。穀田先生というのは共産党なのですが、岩手の人なのです。私も青年時代に岩手の盛岡市に勤務して、大変苦労した経験があるのです。岩手の人と僕はものすごく気が合うのです。僕は岩手を第二の故郷だと思っているのです。ですから穀田先生とは、そういう政党の理念は別として、人間としてよく意見が合うのです。言ってみれば、「つうと言えばかあ」でしょう。そういうことで、穀田先生が紹介議員をやってくださったのです。いずれにしても、そうして国土交通委員会に託されたこの請願は、2020 年 6 月、審議未了廃案。追い打ちをかけるように、同年同月、水循環基本計画改正。翌年 2021 年 6 月 16 日、基本法改正法が公布施行。そこで高橋先生は、5 月 26 日に逝去されたわけですから、基本法が改正されたことを知らずに旅立たれているわけです。あの世でどう思っておられるだろうか。おそらく、高橋先生はあの世で三好先生に会って、「三好君、君の思いとは正反対になったなあ」、こうため息をつかれているのではないかなど、私は思います。

一方、三好先生は、当時 60 歳。現役の法学者として活躍されていたわけですけれども、おそらく基本法改正の内容を知って、驚愕（きょうがく）されたと思うのです。これ、私の想像ですけれども、驚愕された。なぜなら、それを推し進めた中心人物が、宮崎淳という法学者なのです。そしてこの宮崎という人と三好先生は、非常に仲の良い、いわば研究仲間でした。そういう意味で、非常に驚かれたと思うのです。そして三好先生は、その翌年、2022 年の 12 月頃から病床につかれて、その後、入退院を繰り返して、2023 年 7 月に亡くなっ

たわけです。これは、水法制の世界での大損失ですよ。人物を失うということほど、つらいことはありませんね。宮崎淳先生は、沖フォローアップ委員会で、基本法改正を主導した人の1人です。彼は、基本法の顛末（てんまつ）を、2022年2月発刊の地下水学会誌に、「水循環基本法改正の立法過程と意義」と題して、その顛末を公表いたしました。

私はこの論文に疑問を持って、教えを請うべく、面会を何度か求めましたが、なしのつぶてなんです。逃げたわけですね。僕と議論して、逃げるのが当然かもしれませんね。残念なことに。沖フォローアップ委員会のあるメンバーの話では、宮崎さんは、2022年3月、その論文を書いた直後、意気軒昂として沖フォローアップ委員会の地下水水分科会長に就いたのだけれども、その後、体調不良を理由に辞退を申し出て、会合に出席しなくなりました。こういうように、私の知人は言っております。

なぜでしょうか。三好先生は、2022年の12月、体調を崩して、そして帰らぬ人になったという。おそらく、これは想像ですけれども、三好先生は宮崎さんに、何かを言ったに違いない。私はそう思います。でもそれは、もう明らかにはできません。三好先生がいないのだから。ですけれども、何かを言ったに違いない。そういうように、私は考えております。

基本法改正後、石原代表は、2021年10月31日、落選をして、委員会議連代表を去りました。そしてその後、上川陽子代議士が後任になったわけです。上川さんが第3代目です。上川代表は自民長幹事長代理でしたが、水問題に明るいとは言えない。そう言っていいですよね。おそらく水問題なんて知らないかもしれませんね。同代表は2年後の、2023年5月13日、岸田内閣の外務大臣に就任しました。超党派議連はこのため、実質的に代表不在となりました。しかも、石原さんの時と違って、代表代行も置いてないわけです。実質的不在となったわけです。一方で沖大幹は、法改正後、座長を降りて、蔵治光一郎氏に後任を委ねたわけです。そして今は、沖氏は、水循環政策本部の水循環施策の推進に関する有識者会議での座長です。どうですか。見事な遊泳術でしょう。おそらくこの中の誰一人としてなれない見事な遊泳術です。どこまでも偉くなられるでしょうね（笑）。

政策本部ならびに同事務局の基本法運用と基本法改正の実態

あって無きがごとき本部会合

問題は何か。問題は、それでは政策本部および同事務局が、施行後10年の間、水の循環行政をいかに進めたのかと。ここです。これを一つ検討していこうと思う。水循環政策本部会合は、10年間でわずか6回しか開かれていない。10年間で6回ですよ。そして、最初3年間は毎年1回、その後4年間は開かれない。第4回から2年に1回、その上、第3回から第5回までは持ち回りなのです。さらに、基本法が一部改正された2021年は、開かれていないのですよ。

基本法改正法案、これは議員立法で、衆議院国土交通委員長が提案し、2021年6月2日受理、翌3日、国土交通委員会で採択された。その後、本会議において、全党賛成で可決成立しました。基本法に基づく行政というものを、三権分立の原則から、政策本部が進めるわけです。従って、私には法改正を議員立法で行ったことが、理解できません。所管する法律

の改正は、所管省庁によって、重大問題だから改正が必要だと判断して行われるべきものですね。その時は、所管省庁が立法府側と協議を重ね、閣法で行うということになりますね。ご存じですね。閣法と議員立法の違いは、そういうように行うべきものではないかと思います。ところが、この法改正は、本部会合が改正法の上程前も、改正法成立後にも開かれていません。水循環政策本部会合開催状況^{*}は、国民に公表するための表だったのだと。実は開かれたのだと言うかもしれませんよ。われわれには分からぬのですからね。この表というものは、検索をしたら、国民誰でも見られる表なのですからね。その表しか、われわれには分からぬじゃないですか。ですから、開かれていないと判断せざるを得ません。

宮崎論文を読んでみると、「改正法案は最終段階で、衆議院法制局と本部事務局によって修正された」と書いてあります。本部事務局による修正というものは、法律、所管法の修正ですから、極めて重大なことですね。それなのに、本部会合に諮られていない可能性があるわけです。なぜなら、本部会合が開催されていないのですから。

改正法は、地下水管理の法的効力が改正前と変わらないと考えられます。これは、皆さんも読まれたら分かりますが、改正しなくても改正しても、何も変わらないのです。要するに、改正の必要がないわけです。そういう改正なのです。何という改正でしょうね。地下水問題は条例をもってやれと書いてあるだけ。議会決議か何かでそういったことを言っただけなのです。条例でやるのは、もう昔からやっていることなのですよ。熊本だって、秦野だって。先進都市はみんな条例で、何百という都市が、条例でやっているのです。ばかにするなって。そんなものが改正か？私はそう思います。

その程度の改正だから、事務局も、本部会合を開いて説明するまでもないと思ったのではないかというように、思わざるを得ないと私は解釈しているのです。

本部会合の会議資料に見る水循環行政の無定見

以上が本部会合の状況ですけれども、それでは本部会合が開かれた時に、どんな資料が提出され、どんな議論がなされているのかということを、検討してみようと思って、直近の令和6年4月2日に開かれた会議内容[†]、これもパソコンを見たら出てくるのですよ。議事録まで出てくるのです。今、便利になりましたね。ですから、これを堂々と国民に向けて、僕は発表する。読む者が読んだら、何というものを出すのって思ってしまう。そんなもの出したって誰も読みやせんのだからとばかにしているのではないでしょうか。そうとしか思えない。私はそう思います。いずれにしても、この資料に、何が書いてある。3つ提示をしたいと思います。

①支離滅裂な最適施設再編計画

最適な上下水道施設の施設再編というところを見てください。会議資料の最初の議題というのは、水道整備管理行政の移管を踏まえた施策の方向性という内容なのです。そこに図1が

* https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/kaisai.html (水循環政策本部)

† https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/dai6/siryou1.pdf (水循環政策本部)

出てくる。「流域全体として快適な上下水道施設の施設再編を推進」というところに、「できるだけ浄水場を上流に集約し、下水処理場は下流に集約することにより、エネルギー消費、処理コストの最小化の実現」と書かれています。図見たら分かりますね。そう書いてあるでしょ。上流で川水を大量取水して給水し、下流で浄化して放流しても、上下流間の流域部分がコンクリートやアスファルトで修復されなければ、水循環はゆがんでしまうはずです。上下水道事業に関して、本来の課題は、行き過ぎた給水、行き過ぎた排水、これによって起こっている不健全性、これをどう直していくかっていうことでなければならないわけです。また、下水道事業の雨水排除機能の関連で、「地下水路への補給源である雨水の地下浸透をいかに保全し、併せて、気圧への蒸発散機能をいかに回復するか」っていうことなのですね、問題は。ばかにするなって、怒りたくなるでしょう。この視点に立てば、無定見極まりない。何を言っているんだ。こういうふうに私は思います。

②被災者の立場を忘れた震災対策

次に災害対策です。図2を見てください。第2の議題は、「令和6年能登半島地震の発生を踏まえた2つの方向性」という議題です。図2として、被災地での代替水源の活用事例が掲載されています。この図の上の地下水について、「市民や事業者が主体的に所有井戸を開放」と書いてあるのです。基本法に基づくなら、こんなこと書くわけがないですよ。真面目に仕事をしていれば。なぜなら、基本法は地上水、地下水とともに、国民の共有財産と規定しているのです。主体的に開放してもらうというような状況ではないわけです。基本法が制定されて10年。ほったらかしておいて、地下水保全法も作らなかつた。だから、主体的に所有井戸を開放と言わざるを得ないのですよね。民法207条が、今も生きている。

基本法に基づいて、地下水保全法を作つておれば、こんなふうなことは書く必要がない。震災というような非常事態の時に、地下水が貴重な水源になる。誰が考えても明らかのことです。それを、厚意によって使わせてもらつて。真面目に仕事をすれば、そんなことを書くわけがない。私はそういうように思います。これでは地下水は、土地所有者の所有物の時代と、何ら変わらない。この大災害の時代に。いつ東南海が動き出すか。いつ東北大震災がまたしても起こるか。数日前にも東京は揺れた。震度3ぐらいで助かったけれども、いつ起こるか分からぬ。こんなことでいいのでしょうか。



図1

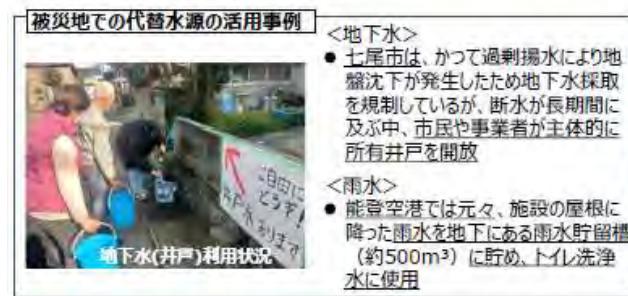


図2

③驚きの本末転倒と独善思考

会議資料の最終ページの総括議題は「流域単位での水力エネルギーの有効活動など、流域総合水管理の推進」という議題です。ここでなぜか急に図3「水循環とCN」。CNというはカーボンニュートラルの頭文字です。こういう言葉が出てきます。そして右上に、「水循環の過程に関するカーボンニュートラルの実現に向けたさまざまなポテンシャルを最大限活用する」とあり、水の大循環とカーボンニュートラルの間に、どのような関係があるのか。ダムを強調したいという事務局の意図が露骨だと。しかし、政策本部は、水循環の健全化という政策を取り組んでいるわけですね。一体、何に取り組んでいるんでしょうか。

水力発電は確かに、再生エネルギーの重要な問題です。ですけれども、水力発電によって、大量の発電用水を許可するが故に、例えば、静岡県の大井川は、水のない川になってしまった。大井川のそばには、発電所と発電所の間を巨大な導水管がつながっていて、大井川の水はその導水管の中にみんな吸い込まれていくわけです。こうして大井川は、単なる洪水を吐き出す排水路になっているわけですね。だから流域住民は、もう20年間、そのぐらい前でしようけれども、大井川の「水返せ運動」というものを起こしました。大井川の流域住民は、「大井川の水を返せ」と。こうして、ほんのわずか、河川維持用水が増えたのです。大変な運動をした結果、ほんのちょっと増えただけです。そして川勝さんは、川勝知事は、川勝さんが何か変なことをしたとか言って、批判する人もいますが、私もそれは反対だとは思うけども、川勝さんは立派な人ですよ。何度かお会いしました。正しい判断も持った人です。この川勝さんの時でしょうか。ごくわずか、水を戻したのですよね。だけど、リニアがまた。あのリニアによって、あの南アルプスの湿原、水が枯れてしまうかもしれませんよ。いやいやそんなことはないのだって言うような専門家もいるかもしれないけど。

根拠も知らないのに、調べもしないでそう言うやつもいるのです。ですけれども、その可能性は十分にあるわけです。大深度地下で噴出した地下水。その地下水いうのは、その大深度、噴出したところだけにあるわけじゃないですね。その地下水の水源っていうのは、ずっと目に見えない奥

の奥の、高い高い向こうにあるわけですからね。その奥の奥の向こうっていうのは、南アルプスの頂上ですから。そんなことを想像したら、すぐ分かるじゃないですか。常識的なイメージさえ持っている人なら誰だって。水理学者や水文学者は皆、普通のイメージ



図3

出所：愛知県HP

も持っていないのでしょうか。

政策本部議事録の恐ろしさ

そんな愚痴を言っても仕方ありませんが、いずれにいたしましても、水力発電ですよね。それが、もう何とか実現したくてたまらないはずです。そういうことが今度は、先ほど申し上げたこの議事録の中を見ると、いっぱい書いてあるのです、この議事録に。皆さんも興味あつたら、パソコンですぐ出てきますから見てください。この第6回会合の議事録を見ますと、本部員の誰一人として水循環行政の理念に立って発言した人はいません。健全な水循環って何だって、答えられる人、この中でもきっとそんなに多くないと思う。いないかもしれないね。担当官僚、あるいは政治家で答えられる人はいない。また、そういう立場で議論をしている人は誰一人いない。

代表例が、水力発電です。健全な水循環の再生という視点で、本部員の発言を考えると、率直に言って、愕然とする。議事録を見る限り、水循環行政は、美辞麗句先行の仮面行政である。そして、仮面の下の顔はどんな顔だと。経済成長の欲望みなぎる脂ぎった顔だ。本部長の岸田総理は、全ての問題に「進めてください」、「その問題、進めてください」って言っているわけです。そして水力発電については、「水力エネルギーの最大限の活用を進めてください」って言っている。そして、「カーボンニュートラルの視点を含めた流域総合水管理を進化させていきます」と胸を張るわけです。

河川行政は、あるいは河川官僚は、こうして総理大臣から、「ダム推進の言質」を引き出しているわけです。本部長と本部員は、全て政治家です。偶然に水守になったに過ぎない。偶然になって、僕からこれだけ言われるのですから、気の毒だとは思いますけどね。それだったら政治家にならなければ良かった。だけど、でも、偶然になった。本当に責任を問われるべきは官僚です。特に政策本部事務局長をはじめとする河川行政官僚です。彼らはスペシャリストなのだから。私はそう思います。

形骸化と言う蛮行

でも政治家は、ある意味で加害者ですよね。被害者は誰なのだ。僕たち国民じゃないか。国民がそれをやらなくて、誰がやれるんだと。私はそう思います。政策本部、それと事務局が、基本法を形骸化させようとしている感があります。一方、基本法を総員賛成で成立させた立法府は、行政府のその姿勢に疑問を呈しているとは思えないのです。疑問を呈しているとは思えないのですよ。立法府が、ですよ。あるいは、超党派議連。もともと超党派議連といつても、上川代表は外務大臣、岸田さんの子分ですわな。親分に文句なんか言えないかもしれませんよ。誰の立場に立っても、そういうふうに思いますけれどもね。構造的にそういうなっている。

ということは、国民はたまたものじゃない。踏んだり蹴ったりだ。誰に相談を持ち替えたらいいのか分かりません。この形骸化を促す蛮行ということですね。事例をご紹介しておきたいと思うのですけれども、2020年6月に改正された水循環基本計画。皆さんも、関心

のある人は読んだかもしませんが、これが 2020 年の 6 月に改正された水循環基本計画なのです。これも、こういうふうにすぐどこからできますから、読むことができます。

これを読みますと、実に巧妙ですよ。犯罪的と思えます。私はそういうふうに思います。なぜかというと、この分厚いこの計画の 3 ページのところに、たった 1 行、文章を入れたのです。それが根本なのです。どういう文章を入れたかというと、水循環基本法に基づく水循環基本計画、これが本計画。「本計画以外の水循環に関する計画と連携し」という、この十数字の文章。「本計画以外の水循環に関する計画と連携し」、この 1 行を入れたのです。この 1 行を入れることの重要性。分かりますね？ こういうことが分からぬようではもう全然、この活動をやることはできないわけです。この 1 行を入れることによって、水循環基本法が相対化されたわけです。つまり、水循環基本法に基づかなくても、施策が進められるというようになったわけです。

たった数十文字のことです。そして、この計画の中には、臆面もなく、こういうことが出てきます。水資源開発基本法、特定多目的法などの、個別法を改正する必要がなくなって、臆面もなく、改正計画についての、次の文章が登場します。それは 25 ページのどこに出てくるんです。「全国 7 つの水資源開発水系において、水資源開発基本計画が定められており、この計画をリスク管理型の新たな計画へと抜本的に見直す」。と、これが臆面もなく出てくるわけです。本来であれば、水循環基本計画は基本法ですから、水循環に関して水資源開発基本法も多目的ダム法も、改正しなくちゃならないわけです。そして、改正した上で、改正された水資源開発基本計画に基づいて、この 7 つの計画なら 7 つの計画を立て直すということをしなくちゃならないわけです。

ところがさっきの十数字のものによって、その必要がなくなった。これだけ分厚いものですから。しかも専門家じゃない大臣を相手に、説明しなくっちゃ分かりやあしませんよね。大臣がこれを読んで、「君、こここのところどうなんだ」って聞くでしょうか。そんな時間もないでしょう、きっと。それが分かっているから、官僚は説明もしない。おまけに、10 年に 6 回しか開かれてない。何ということでしょう。

この時の基本計画の改正によって、総合治水対策についても、同様の対応が取られた。総合治水対策も、総合治水関連法とか何とか言って、あれは何でしたか。基本的な法律があるのです。もう名前も忘れてしましましたが、いずれにしても、その法律も水循環基本法に基づいて改正してないわけです。同じ措置が取られた。そして、この改正の時には、沖フォローアップ委員会もまだ、沖さんもいたわけです。超党派議連もあった。ところが政策本部ならびに同事務局に対して、疑問を呈していないわけです。

私は何度もこういうことで疑問を呈しました。もう何年ぐらい前でしょうか。こういう問題が起こるずっと前にも、リニアの関連で、大阪の摂津市の地下水問題で、エコノミスト誌に書いたことがあったんですけど、その時も、JR 東海は大変な邪魔をしました。今回もこの問題で、エコノミストに書こうと思って編集長に話したけれども、「いやあ、もっと具体的に話してくれなくちゃ、なかなか」。とか何とか言って、なかなかうまくいかなかった。

もっと力があればなあ。つくづく思いましたよ。力を付けなければ、正しい主張もできないんですからね。

いずれにしても、形骸化が進んでいる。しかも超党派議連もそれに関わっている。そして形骸化というのは何を意味するか。基本法に関する、現行個別法による施策の既成事実化。基本法の空洞化ですよね。ですから、基本法による新規立法の制定も難しくなるわけです。ところが、対処が急がれる問題は、そういう事情とは違って、どんどん進んでいるわけです。例えば、海外資本による水源権の買収問題です。これは、林野庁の発表では、2006年から2018年までの海外資本と国内の外資系企業による森林買収面積は、合計6,800ヘクタール。甲子園球場にして、約1,800個分に及ぶわけです。

また、全国の地下水自噴泉地域が心配であると。さらに、そういう自噴泉地域を狙い撃ちして、海外資本は買いますから。そして地下水をペットボトルに詰めて売り出せば、どれだけもうかるでしょうか。また、電子基盤の洗浄用水の取水が追い打ちをかける。地下水が枯れていく恐れが出てきていると。地下水は企業の利潤獲得の修羅場になっている。この状況を規制するため、20年余りも前に、地下水の利用の規制に関する緊急措置法の制定を志したのだけれど、そしてそれが、中川俊直によって、われわれフォローアップ委員会に持ち込まれ、法案を作ったのだけれども、何もできなかつたということになるわけです。

大深度地下の問題は、無法状態です。東京都の都下の名水はほとんど姿を消して、今やありません。さらに、リニア新幹線により、近い将来、南アルプスの湿原地帯の姿も消えるだろうと思います。あるいは、北陸新幹線の延伸工事に関する私の郷里である京都市の地下水文も犠牲になる恐れがあります。現行の大深度地下使用特別措置法は、地下水への対応が、極めてずさんです。地下水枯渇が、時間をかけて起こってくる。地下水枯渇というのは、じわり、じわりと起こってくる。時間をかけて。そして、知らない間に、気付いた時は、遅かった。こういうことになってしまふ。

北陸新幹線の延伸工事、私の郷里も犠牲になる恐れがあるわけです。2019年の「水循環基本法を動かすシンポジウム」を主催した国民運動協議会参加の30市民団体は、郷土の流水や水景観の復活を切望しています。だが、国会請願は、審議未了廃案。国民の請願を、審議もせずに廃案としたという。この状態が続けば、水循環の健全性は損なわれ、国民の住環境、自然環境は劣化し、同時に地球温暖化は進行する。これをもって、蛮行と言わずして何を言うのかということです。

高橋先生、三好先生、今は亡き同志の皆さんに誓う

私は、私たちは、基本法付則第2項、本部については施行後5年を目途として総合的な検討が問われる。必要な措置が講ぜられるものとする。これを救いと思ってきました。

ところがこの検討が、誰によって、どのようなプロセスで行われるのかということが、基本法では全く明記されていません。立法府は、付則第2項の検討を行ったとは聞きません。基本法の改正は確かに行われました。それは、付則第2項とは無関係なことです。基本法には、施行令と施行規則がありません。基本法の運用は、行政府が当たるのですから、行政府

が政令や規則の制定を行うのだとしても、基本法付則の実施規定については、基本法制定時に決めておくべきだったというように、私は思います。

「本部の在り方」を論じられるのは、基本法を制定した立法府以外にはないわけです。政策本部というのは、内閣のことですよ。ですから、本部の在り方を論ずるという、これは法律に基づく限り、行政がやることじゃないのです。立法府がやることなのです。立法府でなければできないのです。ところがその立法府は、超党派議連といえども、代表は岸田さんの子分なのです。そしてフォローアップ委員会といつても、何とかうまい、甘い汁を吸おうというやつなのです。どうしようもありませんね。

施行後 10 年を経た今、私は思います。基本法付則 2 項にすぐることは、積極的な意味がないと。もう 10 年もたった今、付則第 2 項にすぐる意味はない。基本法原案の付則第 3、基本法の原案というのがあるのです。われわれが作ったものです。このわれわれの作った基本法原案の付則第 3 項は、第 3 条は、何が書いてあるというと、「水循環庁は施行後 5 年以内に検討を加え、その権限を流域連合に移譲する」。と書いてあるのです。基本法の付則第 2 項とは、ちょっと似てはいますよね。言葉の置き方が。だけど、内容は全然違うのです。本部ではなく、水循環庁ですからね。5 年を目指す。検討した結果、権限を流域連合に移譲する。つまり、地方主権の強化です。地方自治の強化です。それをうたっているのです。

この考え方は今も正しいと、私はそう思います。今や 10 年たった今、基本法 2 項の、現行法の基本法 2 項にすぐる意味はない。原点に戻って、原点に立ち返って、新たな活動をスタートさせるべきだ。そういうように思います。高橋先生、三好先生、それ以外にも、先に逝かれた方はたくさんいるのです。菊竹清訓先生、久保赳先生、石丸浩先生、岩崎政夫、小林康彦、嶋田隆雄、武島繁雄、中村隆一、長谷川清、松井覚進、宮田和郎、毛利素好など、同志の皆さんのが、今、みんな天国にいるんです。きっと天上界で再会をして、議論されることでしょう。私たちは、水守として、前進いたします。皆さん、私たちの活動を見守ってください。力を与えてください。最後に私は、水守活動に参加し、併せて、わが国の水を心配し、基本法制定に努力を惜しまなかつたこれらの皆さんのお心を、この国将来を担う若き水守に伝える努力を続けたいと思います。以上をもちまして追悼講演とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

司会：もし質問があれば、お受けしたいと思います。

鄧：すいません。初めて質問させていただきます。鄧です。これはちょっと言いづらいですけれども、例えば日本経済は、失落 30 年と言われていますよね。その日本の経済を救うひとつの手として、TSMC の熊本進出があります。IC チップを生産するために、きれいな水が必要です。きれいな水をたくさん使うことによって、川の水が少なくなりますが、その辺のバランスはどうなりますでしょうか。

稻場：それは僕にも答えられませんが、私は熊本に関しては、台湾から重要な企業が来ますね。その企業は、非常に水を消費するわけですよね。ですが、熊本というのは特別なところ

です。水に関して。そんな生易しい考え方の地域ではありません。熊本の地下水利用というのは、ある意味で日本の模範例とすべきものなのです。そして、熊本が作っている条例や地下水を守る体制、これも全く最高水準のものです。ですから、鄧さんが今、お国のために心配されて、質問されました。その心配は、私は当たらない。熊本を甘く見てはいけない。私はそう思います。もちろん大変な水を使う。これは間違いないことだと思います。しかし今は、高度な技術がありますし、あるいはまた、水の循環利用システムもあります。あらゆる技術を動員して、熊本の要請に応えていくであろうと。したがって、どういう要請があるのか、あるいはまた、どう応えようとしているのか、それを調べて上でなければ、今のご質問には答えられないということになりますが、熊本は、今まで地下水分野では大変な苦労をしてきた市であり、県なんです。この国の最高の地下水利用都市なのです。そんな意味で、私は問題が起こるとは思っておりません。

また、先ほど申し上げた嶋田純という地下水学会の会長、この人は熊本大学の教授です。わが国で地下水の管理レベルが高いということだから、熊本に行ったのかもしれませんよ。他のところ、もっと山間部のところに行けばいいものなのに、一番難しいところへ行ったのかもしれません。これは極めて賢明な措置だったと思います。

藤本：兵庫県から来ました、藤本といいます。先生が最初におっしゃった、水循環序のお話なのですが、施行5年以内に検討を加え、その権限を流域連合に移譲。流域連合とは、地方主権の強化だつていうことを先生おっしゃいました。今、地方自治の危うさというか、国が地方自治に対して、国の考えを言っていいということになりそうな気がする中で、この地方で地下水問題について、いろいろ戦っていらっしゃる団体が、全国各地にあると思うんです。そういうところが、どれだけあるか私は知りませんし、水循環協の話では、大野市とか仙台市の話が出ていたのですけれども、こういうところへ積極的に、水循環文化研究協会が足を運ばれて、お困りのことはないですか、どういうことで悩んでらっしゃいますか、という働き掛けをしてはどうですか。地方に出向くということが、地方の力を集める、結集する、一つの大変な方法論だと思うのです。

個人的にですが、道路問題で、この4月に、環境アセスメントの改正請求を求め、神戸地方裁判所に不服申し立てをしたのです。その時、弁護士の先生も横にいたのですが、「藤本さん、ここ国ってお書きください」とか、「国って書いていいんですか」って言ったら、「ここ、代表者名、大臣、斎藤鉄夫と横に書いといてください。反対をするんですね」。その時ほど、国がこんなに身近に感じたことはなくって、やっぱり地方の力も、国と対峙できる場面が、この国には残されているのかなって思った瞬間です。この水循環の問題で、具体的にどういう方法があるかは分からないですけども。

やはり、そういう訴えとかができるのであれば、地方の、絶対に被害に遭われているところ、痛めつけられているところから声を上げる。その声を上げるのに、水循環文化研究協会が支えるっていう活動が、今後望まれているのではないかと思っている次第です。

稻場：ありがとうございます。涙が出るようなお話をしました。藤本さんの住んでおられる西宮

ですか。西宮も地下水が非常に重要なところなんですよね。ご存じのように、お酒でしたね。酒造の町ですからね。ですけれども、その西宮の地下水もまた、阪神・淡路大震災の時には、貴重な水源になりました。そういう意味で、地下水の問題一つ取っても、非常に大きな問題があるんですよね。藤本さんが言わされたように、いろんな市民団体が手を取り合って、問題を提起していく。それの中核に、水循環協会がいることができれば、これに越したことはない。ぜひそうなりたいですね。